

京都市個人番号の利用に関する条例（平成27年11月11日京都市条例第11号）（  
財政局番号制度企画調整室）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の施行に伴い、市長、教育委員会その他の執行機関（以下「市長等」という。）がその事務を処理する場合における個人番号の利用に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例を制定することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 市長等は、その定めるところにより、法別表第1の下欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができることとします。
- 2 上記1により市長等が特定個人情報を利用して事務を処理した場合において、法令、条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすこととします。

この条例は、平成28年1月1日から施行することとしました。

京都市個人番号の利用に関する条例を公布する。

平成27年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第11号

京都市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、市長、教育委員会その他の執行機関（以下「市長等」という。）がその事務を処理する場合における個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 市長等は、別に定めるところにより、法別表第1の下欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

2 前項の規定により市長等が特定個人情報を利用して事務を処理した場合において、法令、条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(行財政局番号制度企画調整室)